

職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 期末手当及び勤勉手当

(1) 平成29年12月期の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

平成29年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.00月分（再任用職員については、0.475月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を1.90月分（再任用職員については、0.90月分）とすること。

イ 別記第1の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

平成29年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.20月分（再任用職員については、0.575月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.30月分（再任用職員については、1.10月分）とすること。

ウ 別記第2の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

平成29年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.30月分（再任用職員については、0.575月分）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.50月分（再任用職員については、1.10月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

平成29年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.05月分とし、勤勉

手当の年間支給月数を2.00月分とすること。

- オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員
平成29年12月に支給する期末手当の支給月数を1.825月分とし、期末手当の年間支給月数を3.40月分とすること。

(2) 平成30年6月期以降の支給月数

- ア 下記イからオまで及び(3)に掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.95月分
(再任用職員については、それぞれ0.45月分)とすること。

- イ 別記第1の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.15月分
(再任用職員については、それぞれ0.55月分)とすること。

- ウ 別記第2の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.25月分
(再任用職員については、それぞれ0.55月分)とすること。

- エ 指定職給料表の適用を受ける職員のうち再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.00月分と
すること。

- オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.625月分
及び1.775月分とすること。

(3) 指定職給料表の適用を受ける再任用職員

- ア 平成30年6月期以降に支給する期末手当の支給月数

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.325月分
及び0.425月分とすること。

- イ 平成30年6月期以降に支給する勤勉手当の支給月数

6月及び12月に支給する勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.525月分
とすること。

2 実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1(2)及び(3)については、平成30年4月1日から実施すること。